

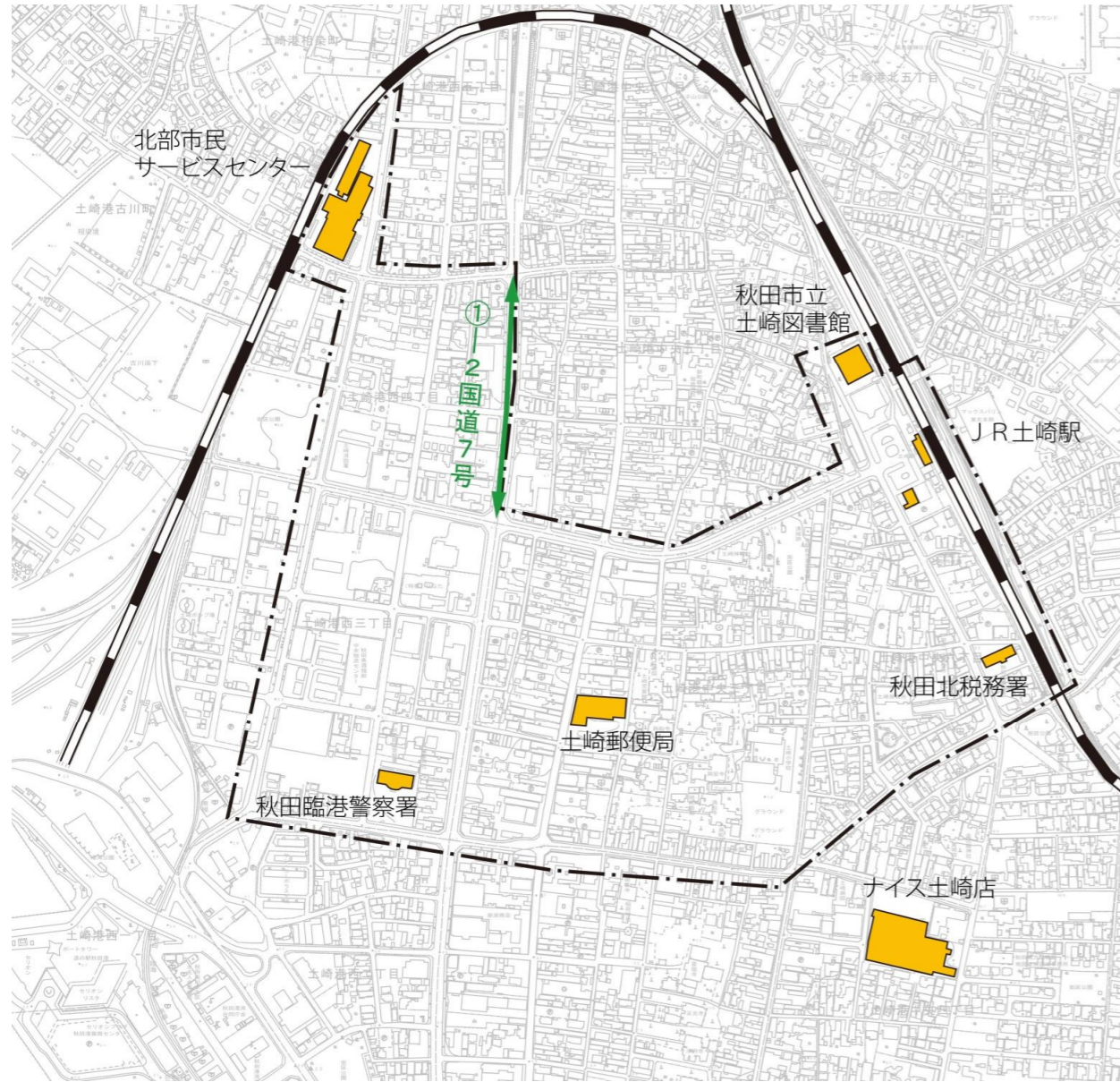
平成28年度 包括的に取り組む事項の取組状況

1 公共交通事業

実施主体	取組内容	取組時期			取組状況	具体的な取組内容
		短期 (~H25)	中期 (~H27)	長期 (~H32)		
JR	旅客施設におけるバリアフリー化設備の検討				一部箇所 で実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・追分駅へのバリアフリー設備設置検討(平成28年度) ・秋田駅、土崎駅におけるホーム転落防止柵の新設および改良(平成26年度) ・秋田駅、土崎駅におけるトイレ点字感知案内板の設置(平成26年度) ・秋田駅全ホームに内方線付き点状ブロックを設置(平成25年度) ・秋田駅ホーム階段の手すりを二段手すりに変更(平成25年度)
	バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施				継続的に 実施	サービス介護士講習会等を通じて社員教育・訓練を実施
秋田中央交通	バス車両の低床化 (ノンステップバスを基本に、車両の低床化を図る)				継続的に 実施	ノンステップバスの導入： <u>路線バス全178台のうち24台(約13%)</u> 平成28年度2両 平成27年度6両 平成26年度5両 平成25年度4両 平成24年度4両 平成23年度1両
	バス時刻表の一部点字表示				実施済	平成25年度 秋田駅西口バスターミナル停留所に点字表示
バス協会	バス乗務員教育				継続的に 実施	バス運転士・ガイド等を対象とした研修を実施： <u>平成28年度75人</u> 平成27年度80人 平成26年度74人 平成25年度67人 平成24年度73人 平成23年度73名
	案内人等職員教育				継続的に 実施	
	バリアフリー化推進の広報、啓発				継続的に 実施	
秋田中央交通	わかりやすいバスマップ作成および配布、 幹線バスのバス停での掲示				実施済	平成23～25年度 市内2か所にバスマップ付きのバス停を製作
秋田中央交通 秋田市	バス路線・系統の記号や番号統一化による わかりやすいバス路線・系統表示				実施済	平成23年10月1日から、路線バスの行き先表示に番号を表示 (行き先・経由地等情報の明瞭化)
秋田中央交通 秋田市	バス停へ上屋およびベンチの整備等				一部箇所 で実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュータウン御野場バス停に上屋を整備(平成27年度) ・秋田駅西口バスターミナル4棟の段差解消、車いす通路の確保、点字ブロックの設置のほか、案内所入口に自動ドアを設置することによる車いすへの対応(平成25年度) ・秋田組合総合病院バス停ほか4箇所に上屋を整備(平成24年度)
秋田中央交通 秋田市	バスのゾーン制料金等の導入によるバス運賃支払いの単純化				一部路線 で実施済	中心市街地循環バス「ぐるる」を、平成24年7月21日から運行開始 <u>平成28年度 47,572人(平成29年1月31日現在)</u> 平成27年度 56,460人 平成26年度 52,166人 平成25年度 45,940人 平成24年度 29,498人 ※午前9時から午後5時までの間、20分間隔で1日21本運行 運賃は乗車1回につき100円(小学生以下は無料)
秋田中央交通 JR 秋田市	中心部のバス路線や鉄道へのスムーズな乗り継ぎの確保 ・中心部バス路線や鉄道と郊外部の代替交通のスムーズな乗り 継ぎを確保するためのダイヤおよび乗り継ぎ地点の調整 ・中心部のバス路線や鉄道と郊外部の代替交通の乗り継ぎ拠点 整備				継続的に 実施	郊外の移動手段の確保のため、市が委託運行する「マイタウン・バス」を導入 ・南部線雄和地域川添コースにおいて、樺川から雄和市民サービスセンターまで延伸 (平成26年度) ・乗り換え箇所を、土崎駅や北部市民サービスセンター等に延伸(平成23年度)

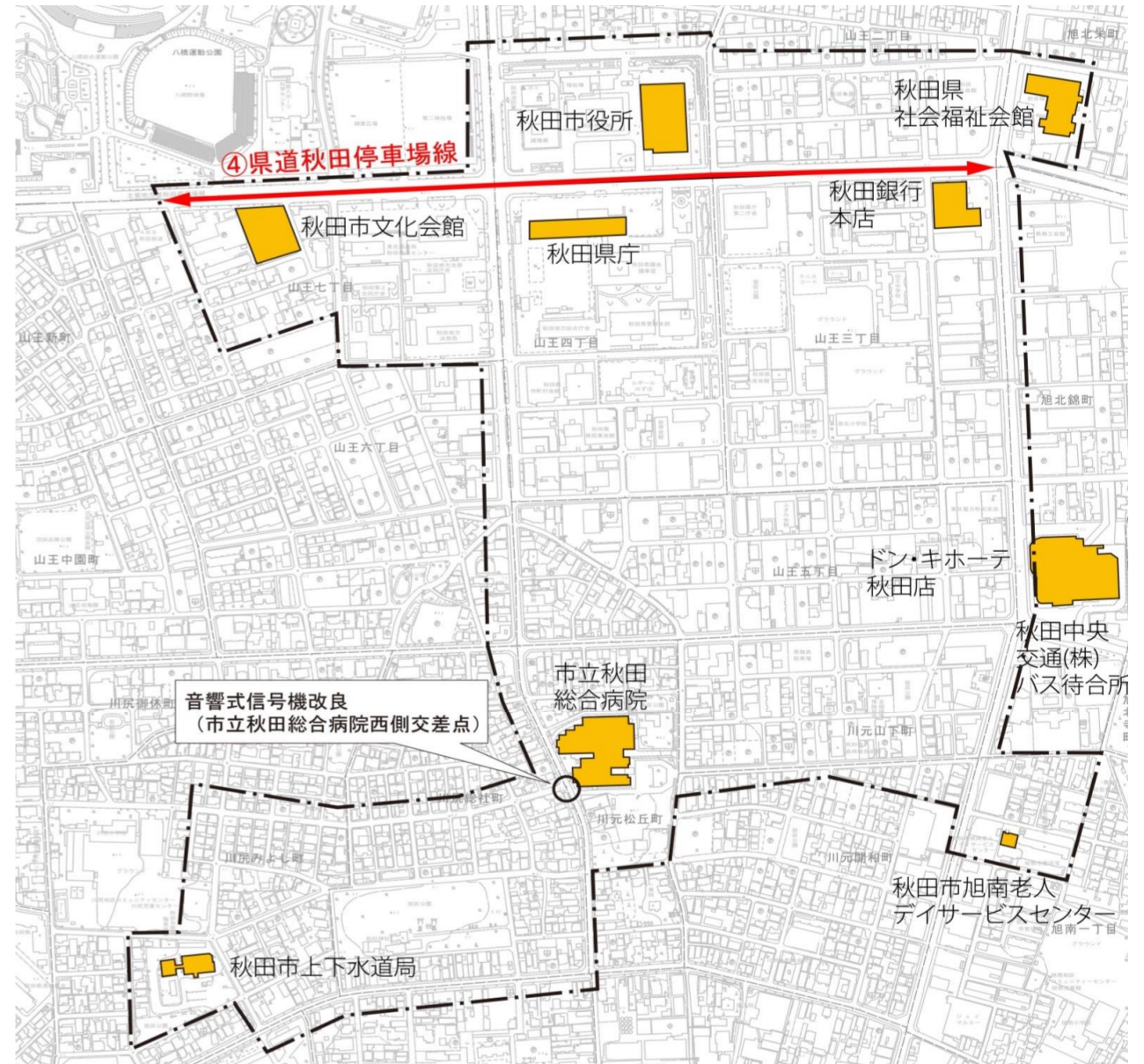
2 道路事業（道路特定事業以外）

土崎駅周辺地区



実施主体	実施箇所	実施内容
国	①-2国道7号 (市道浜ナン山港北線交差点 ～県道土崎停車場線交差点)	土崎北交差点改良事業 (右折車線の設置) 平成28年度: 用地協議(実施中) 平成27年度: 用地調査 平成26年度: 詳細設計

市立病院・山王官公庁周辺地区



実施主体	実施箇所	実施内容
秋田県	④県道秋田停車場線 (市道川尻八橋線交差点 ～市道山王中央線交差点)	平成25年度～平成28年度 歩道の消融雪設備の更新(完成)
公安委員会	市立秋田総合病院西側交差点	平成26年度 音響式信号機の改良

3 関連事業等

実施主体	取組項目	取組内容	取組時期			取組状況	具体的取組内容
			短期 (~H25)	中期 (~H27)	長期 (~H32)		
秋田市	移動支援事業	障がいがあり、屋外での移動が困難な かたに、社会参加などで外出する際の 移動支援				継続的に実施	・平成24年から事業がスタートし、引続き実施中 ・申請による利用決定者数(単年度更新) 平成28年度 82人(平成29年1月1日現在) 平成27年度 67人 平成26年度 58人 平成25年度 46人 平成24年度 22人
	高齢者コインバスの導入	市内の路線バスを100円で乗車 (68歳以上の高齢者が対象)				継続的に実施	・平成23年10月1日から事業がスタートし、平成25年10月1日から対象を満68 歳以上に拡大し、引続き実施中 ・コインバス資格証明書の交付者数(延べ人数) 平成28年度 43,247人(平成28年12月31日現在) 平成27年度 41,643人 平成26年度 39,230人 平成25年度 37,224人 平成24年度 30,957人
	バス福祉乗車証の交付	市内生活路線を無料で利用可能 (身体障害者手帳、療育手帳を所持す るかた)				継続的に実施	福祉特別乗車証の交付者数(単年度更新) 平成28年度 5,433件(平成29年2月2日現在) 平成27年度 5,078件 平成26年度 5,167件 平成25年度 5,161件 平成24年度 5,044件 平成23年度 5,099件
	精神障がい者のための バス割引制度	精神疾患の治療のための通院等にバ スを利用しているかたに運賃が無料に なる福祉特別乗車証を交付				継続的に実施	福祉特別乗車証の交付者数(単年度更新) 平成28年度 460人(平成29年2月3日現在) 平成27年度 445人 平成26年度 421人 平成25年度 409人 平成24年度 416人 平成23年度 393人
	工事情報の提供	高齢者、障がい者を含む市民への 工事情報の提供				継続的に実施	道路、公園等の工事情報をホームページ等で提供
	バリアフリー教育の推進	市民へのバリアフリー教育の機会の 提供(心のバリアフリー)				継続的に実施	バリアフリー教室を開催(参加者数: 平成28年度 10校560人) 平成27年度 21校1,036人 平成26年度 11校663人 平成25年度 3組7名の親子(小学4、5年生と保護者)
	間口の除雪	本市が実施する道路除雪の際に生じ た玄関先の雪の塊などを除雪(対象 は高齢者だけの世帯、身体の不自由 な方だけの世帯)				継続的に実施	間口除雪登録件数(単年度更新) 平成28年度 2,167件(平成29年2月2日現在) 平成27年度 2,094件 平成26年度 2,255件 平成25年度 2,269件 平成24年度 2,779件 平成23年度 1,819件
国 秋田県 秋田市	冬期間の歩行者空間の 確保	適切な除排雪による 安全な歩行者空間の確保				継続的に実施	・歩道除雪又は消融雪整備により、歩行者空間を確保 ・「秋田市ゆき総合対策基本計画」に基づく除排雪の実施
全事業者	バリアフリー化に向けた 理解の促進と向上	高齢者、障がい者等への理解の促進 と対応の向上				継続的に実施	・高齢者や障がい者にやさしい取組を継続して行う企業、事業者等を登録する「 エイ ジフレンドリーパートナーづくり推進事業 」を引続き実施 ※別紙4頁のとおり ・平成28年4月1日より、行政機関や事業者が障がい者に対し、不当な差別的取扱 を禁止して合理的配慮を提供することが求められる、いわゆる「 障害者差別解 除法 」が施行 ※別紙5頁のとおり ・平成28年10月より、障がい者や要介護者、妊産婦、けが人などの歩行困難者に 利用証を交付し、駐車区画の適正利用を図る「 障害者等用駐車区画利用制度 」 を開始 ※別紙6、7頁のとおり

エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業

1 概要

秋田市では、高齢になっても地域を支える側として、活動、活躍でき、支えが必要となってもその人らしく、いきいきと暮らせる「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)」の実現を目指している。

その取組の一環として、秋田市では「エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業」を実施している。

この事業は、秋田市と連携してエイジフレンドリーシティの実現に取り組もうとする事業者等を「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、市民と行政による取組に加え、民間サイドでも主体的に問題解決に取り組んでもらうことで、エイジフレンドリーシティの推進を図るものである。

2 登録対象

市内に活動拠点を置く事業者（小売店、スーパー、銀行、ホテル、飲食店、理美容、クリーニング、運送、製造業など）又は商店街・組合で、法人格の有無は問わない。

3 登録要件

秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画の基本理念・基本方針に沿って、高齢者や障がい者などにやさしい取組について、3つ以上行う計画（計画は3年更新）を定め、実施すること（ただし、介護保険法など法令に基づくサービスは含まない）。

4 具体的な取組

- ・認知症サポーター養成講座、手話研修の受講
- ・高齢者等の立場に立った接遇の実施や館内表示の工夫
- ・設備面の改善（段差解消、手すり設置、高齢者等の駐車区画の設置）
- ・コインバス資格証の提示による割引、シニアサービスデーの導入
- ・交流の場づくり（高齢者・障がい者向けイベント）
- ・高齢者住宅の除雪ボランティアの実施など

5 パートナー登録状況

64事業者（平成29年2月22日現在）

6 その他

秋田市エイジフレンドリーパートナー研修会を開催

参加者66人：登録事業者36社、登録外事業者9社

「障害者差別解消法」について

1 概要

平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行された。

この法律では、行政機関や民間事業者が障がい者に対して、『不当な差別的取扱い』をすることを禁止し、『合理的配慮の提供』をすることが求められている。これにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とするものである。

2 基本的な考え方

(1) 不当な差別的取扱い

障がい者に対し、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、サービス提供にあたって場所や時間帯などを制限したり、条件を付すことなどによって、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

[例] 受付の対応を拒否する、入店を拒否する、学校の受験や入学を拒否するなど

(2) 合理的配慮の提供

障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者から、社会の中にあるバリア（いわゆる社会的障壁）を取り除くために何らかの配慮を求める意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。

なお、行政機関における合理的配慮の提供は法的義務、民間事業者は努力義務である。

[例] 障がいのある人の障がい特性に応じた対応をする、段差がある箇所にスロープを設けるなど

3 秋田市の対応

同法に基づき、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」を制定し、平成28年10月1日より施行した。

「障害者等用駐車区画利用制度」について

1 概要

秋田県は平成28年10月より、公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の利用対象者に対して利用証（次頁のとおり）を交付し、利用対象者を明確にすることで、駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を開始した。

2 対象となる駐車区画

障害者等用駐車区画は、施設管理者が制度の趣旨に賛同し、協力を届け出た以下の駐車区画であり、車いす使用者用または車いす使用者以外用に分類され、それぞれ案内表示（次頁のとおり）が掲示されている。

- (1) 秋田県バリアフリー社会形成に関する条例施行規則で定める車いす使用者用駐車施設
- (2) (1)のほか、歩行が困難な方のために設けた幅210センチメートル以上350センチメートル未満の駐車区画

※協力施設：350箇所、962区画（平成29年1月30日現在）
うち、車いす使用者用623区画、車いす使用者以外用339区画

3 利用対象者

歩行が困難な方で、かつ身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護者、妊産婦、けが人

※利用証交付実績：延べ2,005人（平成29年1月30日現在）
うち、車いす使用者用598人、車いす使用者以外用1,407人
（身体障がい者1,744人、知的障がい者47人、精神障がい者7人、
難病患者52人、要介護者100人、妊産婦38人、けが人17人）

4 その他特筆事項（同制度実施要綱より抜粋）

- (1) 利用者は、自らが車両を運転しないときは、車両からの乗降が終了次第、車両を障害者等用駐車区画から移動するよう努めるものとする。
- (2) 本県以外の地方自治体において、同様の制度による利用証の交付を受けている者は、本制度に定める障害者等用駐車区画を利用できるものとする。 ※2府33県・1市（秋田県除く）で同様の制度を導入済み



【図】 利用証（車前方のルームミラー等に掛けて使用）



【図】 駐車区画に掲示される案内表示（カラーコーン等に貼付け）